

二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令案 新旧対照条文  
 ○資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）（附則第二項関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（船舶登記令等に係る特例）            第七十三条（略）            2～14（略）</p> <p>15 特定目的信託に係る二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令（令和六年政令第 号）第三十九条第一項の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。</p>	<p>（船舶登記令等に係る特例）            第七十三条（略）            2～14（略）            （新設）</p>